

# 日本水産株式会社に対する排除命令について

平成21年6月15日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、日本水産株式会社が販売する「ずわいがにコロッケ」と称する調理冷凍食品に係る表示について調査を行ってきたところ、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたので、本日、同法第6条第1項の規定に基づき、同社に対して、排除命令（別添排除命令書参照）を行った。

なお、公正取引委員会は、本件表示が農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）に違反する疑いがあると考えられたため、同法を所管する農林水産省に対し、本件表示について情報提供している。

## 1 関係人の概要

事業者名	所在地	代表者
日本水産株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番2号	代表取締役 垣添 直也

## 2 排除命令の概要

### (1) 違反事実の概要

日本水産株式会社は、「ずわいがにコロッケ」と称する調理冷凍食品を取引先販売業者である全国11の生活協同組合連合会等を通じて一般消費者に販売するに当たり、以下の表示を行っていた。

商品名	ずわいがにコロッケ
表示期間	遅くとも平成19年4月ころから平成21年2月ころまで
表示媒体	商品の包装袋
表示内容	表面及び両側面に「ずわいがにコロッケ」と、裏面に「原材料名」と記載の上、「ずわいがに」と記載することにより、あたかも、当該商品の原材料にズワイガニのかに肉を用いているかのように表示。
実際	当該商品の原材料にベニズワイガニのかに肉を用いたものであった。

### (2) 排除措置の概要

ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部景品表示監視室 電話 03-3581-3377（直通）
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>

## 不当景品類及び不当表示防止法(抜粋)

(昭和三十七年法律第百三十四号)

### (目的)

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### (不当な表示の禁止)

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの

2 (省略)

### (排除命令)

**第六条** 公正取引委員会は、第三条〔景品類の制限及び禁止〕の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項〔不当な表示の禁止〕の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令(以下「排除命令」という。)は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

2及び3 (省略)